

(平成26年1月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 平成5年4月から6年4月まで
③ 平成9年10月

私は、昭和42年11月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、金額についての記憶は無いものの、A市に居住していたときは、納付書により3か月に1回、役所で納付し、55年4月頃からは、口座振替により納付していた。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を3か月に1回納付していたと述べているところ、申立人が当時居住していた市では、当該期間は3か月の収納サイクルであったことが当該市の資料により確認できることから、申立人の主張と一致している。

また、申立期間①前後の国民年金保険料は、現年度納付で納付済みであることが、申立人が当時居住していた市の「国民年金自主納付者一覧表」により確認できる上、当該期間は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、当該期間は、申立人が海外転出していた平成4年9月から6年5月までの期間の一部であり、本来、海外転出に伴い4年9月から6年5月までの期間は任意加入適用期間であり、申出により任意加入被保険者となりうる期間であるが、申立期間②前の4年9月から

5年3月までの期間は、既に国民年金保険料が納付されていたことから、制度上、任意加入期間とされ保険料納付が認められたが、当該期間は保険料の納付がなかったことから、任意加入期間とはされず未加入期間となったものとオンライン記録等から推認できる。

また、申立期間②直後の平成6年5月から7年3月までの第1号被保険者期間における納付済記録については、同年5月に、昭和61年4月から平成2年4月までの第3号被保険者資格記録の追加処理がされ、その期間に納付されていた国民年金保険料の還付金の一部により充当されていることがオンライン記録により確認できるが、申立期間②については、海外転出に伴い未加入期間となったため、還付金による充当ができなかったものと推認される。

申立期間③について、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月及び 59 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 51 年 9 月まで
② 昭和 52 年 9 月
③ 昭和 53 年 4 月から 58 年 12 月まで
④ 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、時期については不明だが、当時居住していた市の市役所の分室で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、私と夫のそれぞれ 1 年分が束になった保険料の納付書が自宅に送付されてきていたので、私とその納付書により、駅前の郵便局又は金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した。

私が一緒に納付していた夫については、申立期間の大半の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の特殊台帳には、昭和 52 年 9 月 22 日に国民年金被保険者資格喪失とされ、54 年 10 月 18 日に納付済みと記録されていた当該期間の国民年金保険料を還付した旨の記載が見受けられるが、申立人のオンライン記録によると、当該被保険者資格喪失について、61 年 4 月 21 日に取消処理を行っていることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料を還付する理由は見当たらないため、誤還付であったと推認されることから、当該期間は、納付済期間とする必要があると考えられる。

また、申立期間④について、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付済みである上、当該期間後においては、60 歳到達時

点までの 20 年以上にわたり未納は無く、申立人が 3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①及び③について、申立人は、国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付方法等について憶^{おぼ}えていないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと述べているが、申立人及びその夫の納付時期が確認できるのは、平成元年 4 月以降であるため、申立人の主張を裏付けることができない。

さらに、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 52 年 9 月と推認でき、その時点において、申立期間①のうち、50 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間③は、69 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月及び 59 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月

私は、勤務先を退職した直後の昭和61年3月か同年4月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が、後日送付されてきた納付書により納付した。

国民年金に加入してから、国民年金保険料の未納が無いように納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びオンライン記録において確認できる申立人の国民年金被保険者の資格取得処理日から、昭和61年6月頃と推認され、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能である上、申立人は、後日送付されてきた納付書により当該期間の保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録において、同年7月7日に申立期間の過年度納付書が発行されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、10年以上にわたり前納を行っている期間も認められることから、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月1日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年10月1日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月1日までの期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者臺帳において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、19年6月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載の無い、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。ただし、同年6月1日から同年10月1日の期間は厚生年金保険法の施行準備期間とされ、年金額に反映されるのは同年10月1日からとなる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録が確認できる上、申立人が「空襲が度々あったので、会社はB地に移転し、そこで終戦を迎えた。」と供述しており、同僚も「空襲で会社はB地に移転した。私は、勤務を続けたかったが、移転後は防空壕掘りばかりさせられたので終戦後すぐに退職した。」と供述しているところ、当該同僚が昭和20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、これらのことを踏まえると、申

立人が、申立期間のうち 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、前記の被保険者名簿に記載されている被保険者 95 人のうち、70 人の資格喪失日は、A 社が厚生年金保険法の適用事業所ではなくなった日である昭和 20 年 9 月 1 日となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であり、申立人の A 社における資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前記の被保険者臺帳の記録から 30 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 10 月 1 日までの期間について、A 社は、20 年 9 月 1 日に厚生年金保険法の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所になっていない。

また、A 社は既に解散している上、当時の役員の所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、回答のあった複数の同僚全員が申立人を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
私は、申立期間において、C事業所からA事業所に派遣され、D職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の総務担当責任者の供述から、申立人は、申立期間において、A事業所にD職として勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したが、被保険者資格喪失日の届出を誤った。」と回答している上、上記の総務担当責任者も、「申立人は、契約により別の事業所からA事業所に派遣されていた。契約は派遣終了月の月末までとするもので、後任との引継ぎのこともあり、原則、月末まで勤務してもらっていた。申立人のオンライン記録は、喪失日の届出の事務手続誤りだと思われる。」と述べている。

なお、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期の前後に資格喪失した申立人と同じD職の複数の者の喪失日は、全て月の上旬で、月末となっている者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成元年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年7月から同年9月までは34万円、同年10月から11年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月1日から11年2月6日まで
私は、申立期間において、A社で正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与額より低い額で記録されている。同社の給料明細書を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成10年7月から同年9月までは34万円、同年10月から11年1月までは38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答は無いため確認できず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C部に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年10月1日、資格喪失日が49年1月1日とされ、当該期間のうち、48年12月31日から49年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C部における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私は、申立期間においてもA社に勤務していたが、昭和49年1月1日付けで同社C部から同社D本部E部へ転勤した時に、事業主が同社C部に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って48年12月31日として届け出た。

その後、平成25年8月28日にB社から資格喪失日を昭和49年1月1日とする訂正届が提出されたが、保険料徴収権が時効により消滅した後であったため、年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C部に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年10月1日、資格喪失日が49年1月1日とされ、当該期間のうち、48年12月31日から49年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期

間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する人事発令通知書、事業主の回答及び雇用保険被保険者記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年1月1日に同社C部から同社D本部E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が保管されていないため不明としているが、B社が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、研修終了後、同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社C工場が保管する社報（人事記録）及び同社C工場の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年6月30日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年5月から42年7月までA社C工場、同社D工場及びB社C工場に勤務していた。申立期間は、A社C工場から同社D工場へ異動となった時期である。申立期間の直前及び直後の期間については、脱退手当金を受給したことを承知しているが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、上司の証言及び同僚に係る人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、申立期間直前の昭和37年5月10日から同年6月30日までの期間はA社C工場に係る被保険者期間となっていたが、当該被保険者期間に係る脱退手当金を受給していることから、申立人の同社C工場に係る資格取得日を同年6月30日に、資格喪失日を同年7月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場におけ

る昭和 37 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、研修終了後、同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社C工場が保管する社報（人事記録）及び同社C工場の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月30日から同年9月1日まで

私は、昭和38年2月にA社に入社して、平成11年9月まで継続勤務していた。同社C店がオープンする際に、同社C店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年9月1日に同社から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川国民年金 事案 7180 (事案 6564 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から55年3月まで

私は、昭和47年11月頃、居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、結婚前は、集金に来ていた銀行員に納付書を渡し、結婚後は、私又は夫の金融機関の口座から引き落としにより保険料を夫婦一緒に納付していたが、引き落としができなかった数回は、市役所の窓口で納付書により納付していた。

前回の申立てにおいて、申立期間の記録訂正は認められなかったが、日記から申立期間当時の金融機関の口座が判明したので、口座の取引記録を調査し、私の納付記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、昭和47年12月から、国民年金保険料を納付書により毎月納付し、その後、口座振替により納付していたと主張しているが、i) 申立期間について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、56年2月から同年3月までの間に行われたものと推認されるため、申立内容と一致しないこと、ii) 申立人の主張のとおり、国民年金の加入手続を行った時期以降の保険料を定期的に納付するには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡が見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成24年2月29日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当社に取引のあった金融機関

の口座番号が記載されているとする日記の写しを提出し、その日記に記載されている当該期間当時の複数の金融機関の口座番号の取引記録から、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けることができると主張しているが、それら金融機関に照会したところ、いずれの金融機関においても申立期間当時の口座の取引明細記録は残っていないとの回答があったことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、上記の日記そのものは申立期間当時のものではなく、平成8年当時のものであり、当該期間の国民年金保険料の納付についての記載が無いことから、当該期間の保険料を納付していたことを示す資料とは認められない。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7181

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 59 年 4 月まで

私は、昭和 57 年 1 月頃、勤め始めた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が毎月、納付書により郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、申立人の居住していた市における当該期間当時の保険料の納付サイクルは、年 6 回 2 か月ごとであることが当該市の資料により確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、当該期間当時の保険料額についての記憶が無いことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 57 年 1 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金加入手続時期については、オンライン記録における申立人の被保険者資格の取得処理日から、平成 13 年 4 月頃と推認できること、ii) 申立人は、基礎年金番号が厚生年金保険の記号番号により付番された 9 年 1 月までの間に、国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に平成 10 年 9 月 30 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、退職日である同年 9 月 30 日が資格喪失日となっているため、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、資格喪失日を同年 10 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の離職日は、平成 10 年 9 月 30 日であることが確認できる。

しかしながら、B 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、事業主は、オンライン記録どおりの平成 10 年 9 月 30 日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、同社の事業主は、「申立人の給与から、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人が所持する平成 10 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除額を検証したものの、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び当該申告書の給与支払額から推認できる社会保険料控除額に、申立期間の厚生年金保険料が含まれていたとまでは判断できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年9月10日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和27年9月10日から34年4月2日までの期間について、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年9月10日まで
② 昭和27年9月10日から34年4月2日まで

私は、昭和27年4月にA社（後に、B社に名称変更）にC職として入社し、34年3月頃まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、申立期間②は、脱退手当金として支給済みとなっているが、受給した記憶は無い。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和27年4月1日にA社に入社したと主張している。

しかし、申立人が一緒に入社したとする同僚は、「申立人のことは知っているが、私が昭和27年4月1日に、A社に入社した際に、申立人と一緒だったかは覚えていない。また、C職の厚生年金保険の加入について、同社は、入社してすぐに加入させる場合と、しばらく様子を見てから加入させる場合があった。申立人がどちらの立場だったかまでは分からない。」と供述しているところ、回答のあった同僚11人のうち、1人は試用期間があったと供述し、2人は中学校卒業直後に入社したとしているが、

資格取得日が卒業直後の4月1日より後になっている上、ほかの3人は、その記憶する入社日と資格取得日が相違していることから、同社においては、厚生年金保険の加入について、社員により取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、A社の当時の事業主及び役員一人は既に死亡している上、ほかの役員二人は、当時のことを全く記憶していないと回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、A社における申立人の資格取得日は昭和27年9月10日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、当該期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間の厚生年金保険の資格喪失日から2か月半後の昭和34年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている前後5ページに記載され、脱退手当金の受給要件を満たす女性で、オンライン記録が確認できる27人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む20人に脱退手当金の支給記録があり、うち19人が資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から42年2月10日まで
私は、昭和38年10月にA社の取締役就任し、42年2月10日付けで、同社の取締役を辞任する届を内容証明郵便で郵送するまで、B業務担当として継続して勤務していた。しかし、年金記録では、40年9月1日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する内容証明郵便により、申立人が取締役辞任届を郵送した日付は昭和42年2月10日であることが確認できるものの、A社の商業登記簿謄本により、同年3月15日付けで、申立人が、40年10月9日に取締役を退任した登記が行われたことが確認できる。

また、申立人が「部下とともに退職し、事業を興したが、部下は数箇月後にA社に戻った。」と述べているところ、当該部下は、申立人と同日の昭和40年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立期間中の41年1月6日に再度同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間より前にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、申立人を知っていると述べているものの、そのうちの一人は、「申立人は、昭和40年頃、独立すると言って辞めた。」と述べている上、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、申立人を知らないと述べている。

加えて、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡してお

り、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月21日から34年3月21日まで
② 昭和34年3月21日から39年7月31日まで
③ 昭和39年10月29日から40年9月26日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間に勤務していた事業所についての脱退手当金が支給されたこととなっているが、受給した記憶は無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年9月26日）から約3か月後の昭和40年12月20日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある同僚48人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人に脱退手当金の支給記録があり、うち17人が資格喪失日から約10か月以内に支給されている上、複数の同僚が同社を通じて脱退手当金を受給したと供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうか

がえる。

さらに、申立人から聴取することはできず、申立人の夫から聴取しても、申立人が脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。